

株 主 各 位

愛知県岡崎市藪田一丁目1番地12

株式会社 **オリバー**  
代表取締役社長 大 川 和 昌

## 第54回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、本日開催の当社第54回定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されましたので、ご通知申しあげます。

敬 具

### 記

- 報 告 事 項**
1. 第54期（2019年10月21日から2020年10月20日まで）  
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第54期（2019年10月21日から2020年10月20日まで）  
計算書類の内容報告の件  
上記2件について、その内容を報告いたしました。

### 決 議 事 項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件  
本件は、原案のとおり承認可決され、期末配当は1株につき30円と決定いたしました。（当期の配当は、中間配当15円と合わせ45円となります。）
- 第2号議案** 定款一部変更の件  
本件は、原案のとおり承認可決されました。  
変更の内容は裏面のとおりであります。
- 第3号議案** 取締役6名選任の件  
本件は、原案のとおり承認可決され、取締役に大川博美、大川和昌、山本隆夫、浦隅明弘、中川俊治、鳥山聡の6氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

変 更 前	変 更 後
<p>(株主総会の招集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、毎年1月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年10月20日とする。</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、15名以内とする。</p> <p>(事業年度)</p> <p>第44条 当社の事業年度は、毎年10月21日から翌年10月20日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第45条 1. 当社の期末配当の基準日は、毎年10月20日とする。 2. (条文省略)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第46条 当社は、取締役会の決議によって、毎年4月20日を基準日として中間配当をすることができる。</p>	<p>(株主総会の招集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、9名以内とする。</p> <p>(事業年度)</p> <p>第44条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第45条 1. 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。 2. (現行どおり)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第46条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>附 則</p> <p>第1条 <u>第44条(事業年度)の規定に関わらず、第55期事業年度は2020年10月21日から2021年12月31日までとする。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>第2条 <u>第46条(中間配当)の規定に関わらず、第55期事業年度については2021年4月20日を中間配当の基準日とする。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>第3条 <u>本附則第1条から第3条は、第55期事業年度に関する定時株主総会終結の時をもってこれを削除する。</u></p>

以 上